

「滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）修正案」に対して提出された主な意見とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民等に対する意見募集の結果

平成 28 年 2 月 16 日（火）から平成 28 年 3 月 6 日（日）までの間、「滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）修正案」に対する意見の募集を行った結果、11 名（団体）から 51 件の意見が寄せられました。

これらの意見について、内容ごとに整理し、主な意見とそれらに対する考え方を別紙に示します。

2 提出された意見・情報の内訳

項目	件数
全体を通した意見	6 件
第 1 章 総則	9 件
第 2 章 災害事前対策	7 件
第 3 章 緊急事態応急対策	26 件
第 4 章 原子力災害中長期対策	—
別添 1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について	2 件
別添 2 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて	—
その他	1 件
合計	51 件

3 意見に沿って修正した箇所 5 箇所

4 今後の予定

平成 28 年 3 月 15 日 防災・エネルギー対策特別委員会にて報告

平成 28 年 3 月 28 日 滋賀県防災会議にて計画を修正、公表

滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正案に対して提出された主な意見とそれらに対する滋賀県の考え方

番号	頁	項目	意見の概要	意見に対する考え方
第1章 総則				
1	3	第1章第8節 放射線性ブルーム通過時の被ばくの影響を避けるための防護措置	・第2項の文頭に「県内全域において」、「UPZ内外において」または「必要に応じてUPZ以遠も含む」等加筆するなどして、ここに示す防護措置の対象区域がUPZ外である旨を明確にさせていただきたい。	・御意見を踏まえ、修正案第1章第8節第2項の対策がUPZ内外にかかわらないものであることが明確になるよう修正します。
第3章 緊急事態応急対策				
2	17	第3章第5節第5避難所等および第7避難の際の住民に対するスクリーニングの実施	・原子力事業者は、滋賀県地域防災計画および防災基本計画に基づき「住民等に対する避難退域時検査および除染を行う」ことになるが、「避難中継所の設置」については「第3章第5節第5避難所等」において「県は、市町に対し、スクリーニング等の場所の開設について支援する」ことになっており、記載の適正化を図って頂きたい。	・御意見を踏まえ、避難中継所の設置者は県であることが明確になりますよう修正します。
3	17 18	第3章第5節第7避難の際の住民に対するスクリーニングの実施	・「スクリーニングおよび除染措置」との記述について、原子力災害対策指針では「避難退域時検査及び簡易除染」とされていることから同様にすべきである。	・御意見のとおり修正します。 ・なお、「スクリーニング」の用語には、避難退域時検査のほか、被ばく医療の提供を判断するための検査の意味も含まれているため、その旨が分かるように補足します。
別表1 原子力防災対策を重点的に実施すべき地域				
4		別添1 原子力防災対策を重点的に実施すべき地域	・「別添1」の70 朽木村井、82 安曇川町常盤木、84 高島、85 新旭町新庄は原発ごとの放射性物質拡散予測シミュレーション結果で原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲に入っていないので対象から外すべきと考える。また、69 朽木平良、80 安曇川町南古賀、83 武曽横山については現時点では居住地域ではないため対象から外すべきである。	・前段について、御意見のとおり修正します。 ・後段について、UPZは居住実態に関わらず設定すべきと考えますので原案どおりとします。
5		別添1 原子力防災対策を重点的に実施すべき地域	・原発ごとに原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を示す表のほうが理解しやすい。	・御意見のとおり修正します。